

令和5年3月31日

株式会社 玉越

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 内 容

<目標>

社員に占める女性社員の比率を25%以上にする。

<取組内容・実施時期>

令和5年4月～

- ・産前産後休業・育児休業等制度の利用をしやすいくまた育児休業後に復帰しやすい環境を整備
- ・妊娠・出産に伴う退職者については退職時に「ジョブ・リターン採用制度」についての案内を行い再就職しやすい環境を提供する

以上